

川崎ポータルサービス検討委員会要綱

平成17年6月1日

17川総シ企第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎ポータルサービス（以下「ポータルサービス」という。）の整備に向けた全庁的な検討を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) ポータルサービス 行政の情報だけではなく地域の情報も含めた川崎のさまざまな情報を網羅的に検索し、情報の参照先を備えたWebサイト

(委員会)

第3条 ポータルサービスを整備するに当たって検討を行う「川崎ポータルサービス検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって充てる。

- (1) 総務企画局デジタル化施策推進室長
- (2) 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長
- (3) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
- (4) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
- (5) 危機管理本部危機管理部担当課長
- (6) 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長
- (7) 経済労働局産業政策部企画課長
- (8) 宮前区役所まちづくり推進部企画課長

3 委員会には委員長を置き、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。

4 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) ポータルサービスの業務内容、整備スケジュール及び運営体制に関すること。
- (2) その他ポータルサービスの整備に当たって必要な事項

5 前項各号の検討結果については、関係委員の協働により計画書としてとりまとめること。

6 委員会の庶務は、総務企画局デジタル化施策推進室に置く。

7 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

8 委員会には、第4項各号の詳細を検討するため、関係する課の職員による作業部会を設置する。

(その他必要な事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。